

労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が
定める物等の一部を改正する件（案）の概要

1 根拠法令

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）
第 95 条の 6

2 改正の内容

(1) 有害物ばく露作業報告対象物について

安衛則第 95 条の 6 の規定に基づき厚生労働大臣が定める物として、別紙の表の左欄に掲げる物及びこれらを含有する製剤その他の物（左欄に掲げる物の含有量（重量パーセント）が右欄に記載された値である物を除く。）を規定する。

(2) 有害物ばく露作業報告の報告対象期間等について

事業者は、平成 29 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った（1）に掲げる物の量（製剤その他の物に含有される量を含む。）が 500 キログラム以上となったときは、平成 30 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に、安衛則第 95 条の 6 の規定による報告書の提出を行わなければならないこととする。

3 適用日等

公布日：平成 28 年 12 月中旬（予定）

適用日：平成 29 年 1 月 1 日

(別紙)

物	含有量 (重量%)
アクロレイン	1%未満
N-イソプロピル-N'-フェニルベンゼン-1,4-ジアミン	0.1%未満
塩化水素	0.1%未満
ジチオリン酸O・O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル) (別名 ジスルホトン)	0.1%未満
硝酸	1%未満
フッ 弗化水素	0.1%未満
硫酸	1%未満